新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策



1 新型コロナ誹謗中傷等の状況

●感染した方やそのご家族、医療従事者に対する誹謗中傷や 風評被害、SNS等における感染者の特定等が発生

(例)

- ・感染者が多数発生している地域の知人に会ったことで、 「コロナに感染しているのでは。近寄らないで。」と言われた
- ・感染者が店で働いているといったデマが流された
- SNS上に、感染者として公表されていない情報が掲載された
- ・感染者に対し「死んだらいい」
- ●新型コロナウイルス感染拡大に伴い、誹謗中傷等の発生が 増加することを懸念



新型コロナ誹謗中傷対策条例 R2.12.24

2-1 新型コロナ誹謗中傷対策条例

日本国憲法及び和歌山県人権尊重の社会づくり条例の理念に則り、 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実 現することを目的とした条例(令和2年12月24日)

【条例の内容】

- ・誹謗中傷等の禁止(第3条) インターネットや発言、落書き、張り紙などあらゆる方法により新型コロナウイル ス感染症に係る誹謗中傷等を禁止
- ・県の責務(第4条) 市町村等と連携しながら誹謗中傷等の実態を把握し、必要な施策を講じるとともに 市町村や県民・事業者等の取組を支援
- ・県民、事業者の責務(第5条、第6条) 県民は、正しい知識を持ち、率先して誹謗中傷等が行われない社会を実現するため に取り組むよう努めるとともに、行政が実施する施策に協力 事業者は、従業員へ正しい知識が普及するよう取り組むよう努めるとともに、行政 が実施する施策に協力
- ・特定電気通信役務提供者の責務(第7条) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の情報を確認した場合、当該情報を削除

2-2 誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- ●新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は そのおそれがあること、
- ●新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に 講じていないことを理由に、

その内容が事実か否かに関係なく、

- ●誹謗中傷や名誉毀損、
- ●個人情報等を不当に公表する行為を禁止

2-3 誹謗中傷等をなくすための県の取組

実態把握

- インターネット上の誹謗中傷等に関する書き込みの把握
- 県が把握した差別書き込みについて、プロバイダ等に対し削除要請

誹謗中傷等を行った者への対応

- ・誹謗中傷等を行った者に対し、誹謗中傷等を行わないことや インターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- ・指導に従わない場合は、勧告

教育及び啓発

・新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、 正しい認識を持っていただくための研修会などの実施

相談体制の充実

- ・誹謗中傷等にあわれた人からの相談に対応
- ・相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

2-4 誹謗中傷等に関する相談窓口

●コロナ差別相談ダイヤル(県人権政策課)

TEL:073-441-2563 FAX:073-433-4540

●人権全般に関する相談窓口

- ◆(公財)和歌山県人権啓発センター
 - 人権ホットライン【電話相談】 TEL:073-421-7830(ナヤミゼロ)
 - ・法律相談【面接相談、オンライン相談】
 - •奇数月:第2土曜日•第4木曜日
 - 偶数月:第2・第4木曜日

TEL: 073-435-5420 FAX: 073-435-5421

◆各振興局総務県民課





3 人権に配慮した行動を

●コロナ誹謗中傷 それ犯罪です

・懲役や罰金などの刑事罰を科されたり、被害者から損害賠償を請求される場合もあります。

●誹謗中傷等対策は、コロナ対策のひとつです

- ・誹謗中傷等は、症状のある人の医療機関への受診をためらわせてしま う原因にもつながり、感染拡大防止の妨げにもなりかねません
- ・誹謗中傷等が広がると、医療従事者やエッセンシャルワーカーの離職 に繋がる可能性もあります

●正確な情報に基づき、人権に配慮し冷静に行動することが 大切です

・誰もが感染する可能性があること、病気や障害などにより、マスクができない人、コロナワクチンを接種できない人等がいることも理解する必要があります

コロナ誹謗中傷

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、 医療従事者等に対する誹謗中傷は犯罪です。

それとは見まってす

名を名乗ってその行為できますか?

悪質なデマや誹謗中傷に対して、県は、止めるよう指導します。 誹謗中傷は、懲役や罰金などの刑事罰が科されるだけでなく、 被害者から損害賠償を請求されることもあります。

例えば・・・ -

- ・「〇〇店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書き込みやうわさをすれば、 名誉毀損罪(3年以下の懲役、禁錮、50万円以下の罰金)
- ・「適切な感染対策をしていないから、□□病院はクラスターが発生した」と虚偽の情報を流せば、 信用毀損罪(3年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- •「〇〇店で働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流して、営業を妨害すれば、 偽計業務妨害罪(3年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- 「クラスターになった□□施設はアホだから放火してやる」とインターネット上に書き込み、施設の業務を妨害すれば、威力業務妨害罪(3年以下の懲役、50万円以下の罰金)
- ・「コロナに感染した△△を殺害する」とインターネット上に書き込みをすれば、 脅迫罪(2年以下の懲役、30万円以下の罰金)

になる場合があります

その行為 あなたの人生も狂わせます!



<コロナ差別専用相談窓口>

誹謗中傷、差別やいじめなどにお困りの方は、こちらにご相談ください。

○コロナ差別相談ダイヤル	TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除く)
--------------	--------------------------------------	--------------------------

<新型コロナウイルス感染症専用相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する健康についてお悩みの方は、こちらにご相談ください。

○和歌山県健康推進課 □ ○和歌山県健康推進課	TEL 073-441-2170 FAX 073-431-1800	24 時間対応 (土・日・祝日含む)
○和歌山市保健所	TEL 073-488-5112 FAX 073-431-9980	月~金曜 9:00 ~ 17:45(祝日除<)

※最寄りの保健所でも相談することができます

(相談時間等については、今後、変更になる場合があります。)

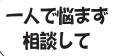
<和歌山県内の人権全般に関する相談窓口>

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についてお悩みの方は、下記窓口でも相談できます。

○人権ホットライン 【公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL 073-421-7830 FAX 073-435-5421	月~金曜 9:00 ~ 16:00 (祝日除<)
○海草振興局地域振興部 総務県民課	TEL 073-441-3344 FAX 073-423-9269	月~金曜 9:00 ~ 17:45(祝日除<)
○那賀振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)
○伊都振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)
○有田振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)
○日高振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)
○西牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)
○東牟婁振興局地域振興部 総務県民課	TEL 0735-21-9650 FAX 0735-21-9636	月~金曜 9:00 ~ 17:45 (祝日除<)

■問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県企画部人権局人権政策課 TEL 073-441-2561 FAX 073-433-4540







コロナ差別相談ダイヤル

名 称	問い合わせ先	相談時間
和歌山県人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月~金曜(9:00~17:45)

和歌山県内の人権全般に関する相談窓口

名 称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月~金曜(9:00~16:00)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月~金曜(9:00~17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月~金曜(9:00~17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月~金曜(9:00~17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月~金曜(9:00~17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月~金曜(9:00~17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月~金曜(9:00~17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月~金曜(9:00~17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月~金曜(8:30~17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。 ※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。 ※PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。



·和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131 **2**0736-32-0206

·和歌山地方法務局橋本支局 ·和歌山地方法務局御坊支局

20738-22-0335

·和歌山地方法務局田辺支局 ·和歌山地方法務局新宮支局

20735-22-2757

※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。



問い合せ先

和歌山県 企画部 人権局 人権政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540



植物油インク(ベジタルブインク)は、再生可能な大豆油、亜麻仁 VEGETABLE 油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体と ●IL INK した廃食用油等をリサイクルした再生油で作られたインクです。

■詳しくはこちら

和歌山県 新型コロナ誹謗中傷対策条例



新型三回 を施行しまじま

部部中傷が行われない社会の実現を目指して









『和歌山県新型コロナウイルス 感染症に係る誹謗中傷等対策に 関する条例』の概要 (公布·施行:令和2年12月24日)

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等が行われない社会の実現を 目指しています。

なぜ、条例を制定したの?

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗(ひぼう)中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者等が連携を図りながら、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指すために、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定しました。



条例の主な内容は?

■誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- ●新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること、
- ●新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、

その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、

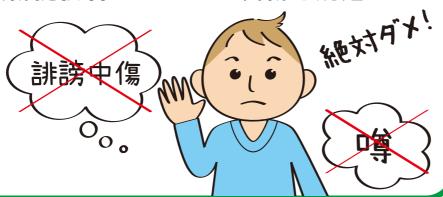
本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表したりする行為を行ってはいけません。

■県、県民、事業者の責務を規定

誹謗中傷等が行われない社会を実現するために、県、県民、事業者が取り組むべきことを定めました。

■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

インターネット上に投稿された誹謗中傷等の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定され、誹謗中傷等の情報の拡散防止を図るために、プロバイダが取り組むべきことを定めました。



県はどのような取組をするの?

■国、市町村、県民、事業者等との連携を図りながら、 誹謗中傷等の実態の把握と、 誹謗中傷等をなくすための施策を行います。

《誹謗中傷等をなくすための施策》

- ●すべての人が新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、 正しい認識を持っていただくために、教育及び啓発を実施します。
- ●誹謗中傷等にあわれた方からの相談に応じます。 また、誹謗中傷等に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- ●市町村と連携して、誹謗中傷等を行った人に対し、 誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。 また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- ■誹謗中傷等をなくすために、市町村が実施する施策、 並びに県民、事業者等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、 その他の支援を行います。

県民や事業者に 求められていることは?

■人権尊重の社会づくりの担い手として、 誹謗中傷等が行われない社会の実現にご協力ください。

《県民・事業者の方へ》

- ●県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂(うわさ)に惑わされることなく、 県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- ●事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などを お願いします。
- ●行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的な参加をお願いします。







社会